

美郷町立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月

美郷町教育委員会

目次

1.	計画の趣旨、現状	P 1
2.	目的、計画の期間、計画の位置付け 等	P 2
3.	目標	P 3
4.	実施する業務量管理・健康確保措置の内容	P 4
	(含：学校と教師の業務3分類)		
5.	関連する取組、今後のフォローアップについて	P 9

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

本計画は「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」（以下、給特法）に基づき、美郷町教育委員会に策定が義務付けられたものです。

本計画の趣旨は、公立学校の教育職員の長時間労働を是正し、心身の健康を確保することにあります。美郷町立小・中学校の教育職員のワーク・ライフ・バランスの充実を目指して、教育職員の業務量の適切な管理と健康・福祉の確保を行うとともに、教育職員が児童生徒と向き合う時間を確保し、専門性を発揮することができる環境をつくるための具体的な行動指針となります。

働き方改革を推進し、教育職員が働きがいを感じながら、教育活動にいきいきと取り組むことができる環境を整備することで、結果として、児童生徒の教育の充実につながることを願っています。

(2) 美郷町の現状

○美郷町では、令和6年4月に、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「美郷町立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできました。

○こうした取組の結果、令和8年2月末時点の美郷町教育職員の時間外在校等時間の状況は、以下のとおりでした。

	R7年度 平均(2月末)	月45時間を 上回る割合	年360時間を 超えている割合	月80時間を 上回る割合
小学校(3校)	月29.8時間	15.3%	40.7%	0.8%
中学校(1校)	月45.5時間	50.2%	75.9%	4.7%
全体	月34.9時間	26.8%	52.3%	2.1%

○時間外在校等時間が45時間を超える割合が小学校で15.3%、中学校では50.2%と特に中学校が多くなっています。学校行事の準備や部活動指導等の業務負担が大きくなっていることが考えられ、校務分掌の見直しや外部資源の活用等を図ることによって、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが求められます。

○こうしたことを踏まえ、給特法第8条に基づき、本計画を策定するものです。

2. 目的、計画の期間、計画の位置付け 等

(1) 計画の目的

教育職員が心身共に健康な状態で、自らも学ぶ時間を確保しながら、専門性を最大限に発揮して、いきいきと子どもたちに向き合うことができるような「働きやすさ」と「働きがい」が両立した魅力的な職場環境を実現し、学校教育の質の向上を目指します。

(2) 計画期間

令和8年度から令和11年度まで（4年間）

(3) 計画の位置付け、計画の公表・改訂、総合教育会議での報告等

- 本計画は、美郷町立学校教育職員の業務量管理及び健康確保に係る目標や取組を示すとともに、美郷町立小・中学校に対する支援等について、美郷町教育委員会の役割を明らかにするものです。
- 本計画は、美郷町ホームページにて公表するとともに、計画に変更があった場合は、随時更新を行います。（給特法第8条第3項）
- 本計画の目標の達成状況や取組状況は、毎年度、教育委員会議での報告を経て美郷町ホームページで公表します。（給特法第8条第4項）
- 本計画は、目標の達成状況等の検証や国の動きを踏まえ、計画期間中でも必要に応じて取組の追加や変更等の必要な見直しを行う場合があります。
- 本計画の策定や改訂、目標の達成状況、取組状況については、毎年度、総合教育会議に報告（給特法第8条第3項及び第4項）し、町長部局との連携を図り、適切な役割分担のもと、取組を推進します。
- 本計画の策定や改訂に当たっては、人事委員会や県教育委員会等と認識を共有し、教育職員の業務量の適切な管理、その他教育職員の健康及び福祉の確保のために講ずべき措置に関して、専門的な助言を求めるなど連携を図ります。

3. 目標

(1) 本計画において達成を目指す目標（令和11年度まで）は、以下のとおりです。【令和8年2月末時点の数値】

● 1箇月の時間外在校等時間	45時間以内の割合：100%	【 73.2% 】
● 1年間の時間外在校等時間	360時間以内の割合：100%	【 47.7% 】
● 1箇月の時間外在校等時間	年間平均：30H（時間）程度	【 34.9H 】

※ 「美郷町立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」（令和6年4月）に基づき、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、時間外在校等時間が、以下の範囲内の時間となるようにします。

（ただし、1年のうち1箇月において45時間を超えて業務を行う月数については、6箇月以内）

- ・ 1箇月の時間外在校等時間 100時間未満
- ・ 1年間の時間外在校等時間 720時間以内

（ただし、連続する2箇月、3箇月、4箇月、5箇月及び6箇月のそれぞれの期間について、各月の1箇月当たりの平均80時間以内）

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがいに関する目標（令和11年度まで）は、以下のとおりです。【令和8年2月末時点の数値】

● 年間の年次有給休暇の	平均取得数 14日以上	【 10.1日 】
● ストレスチェック* ¹ での	総合健康リスク* ² の平均値 70以下	【 64.5 】

*¹労働安全衛生法第66条の10の規定に基づく心理的な負担の程度を把握するための検査等

*²職業性ストレス簡易調査票57項目における総合健康リスク（全国平均値：100）

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

「 学校と教師の業務3分類 」

【 イ. 学校以外が担うべき業務 】

- ① 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
 - ② 放課後から夜間などにおける校外見回り、児童生徒が補導された時の対応
 - ③ 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）
 - ④ 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
 - ⑤ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応
- ※ 朝の時間帯や下校時間の後に、学校施設で預かり活動を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築

【 ロ. 教師以外が積極的に参画すべき業務 】

- ⑥ 調査・統計等への回答
- ⑦ 学校の広報資料・ウェブサイトの作成
- ⑧ ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理
- ⑨ 学校プールや体育館等の施設・設備の管理
- ⑩ 校舎の開錠・施錠
- ⑪ 児童生徒の休み時間における安全への配慮
- ⑫ 校内清掃
- ⑬ 部活動

【 ハ. 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務 】

- ⑭ 給食の時間における対応
- ⑮ 授業準備
- ⑯ 学習評価や成績処理
- ⑰ 学校行事の準備・運営
- ⑱ 進路指導の準備
- ⑲ 支援が必要な児童生徒や家庭への対応

【文部科学省】

- ・「学校における働き方改革に関する緊急対策」(平成 31 年1月)
- ・「学校における働き方改革を踏まえた業務改善の方向性」(令和元年～)

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

イ. 学校以外が担うべき業務

- ◆ 登下校等の通学路における日常的な見守り活動（3分類の①）
 - ・教育職員による日常的な登下校時の見守り活動は行わない。
 - ・スクールガードリーダーによる見守り活動を推進する。
 - ・季節の街頭指導等へのPTA組織や地域住民の参画を促す。
 - ・地域行事等で、やむを得ず教育職員による朝の立哨を実施する場合は、事前に「勤務時間の振替」を確定し、翌日の出勤時間を遅らせる等の措置を講ずる。
- ◆ 放課後から夜間における校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応（3分類の②）
 - ・教育職員による日常的な夜間の見回りは、原則として行わない。
 - ・学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについての認識を共有する。
 - *（関連）放課後の児童の預かりを希望する保護者には、各小学校の敷地内に「放課後児童クラブ」を設置し、対応している。
- ◆ 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）（3分類の③）
 - ・学校徴収金については、全て振込みまたは引き落とし形式とし、直接現金を取り扱うことがないようにする。やむを得ず現金による処理が発生する場合は、事務職員が一括して受け付ける体制を整える。また、滞納等については、事務職員または管理職が事務的な通知の対応を行うとともに、町長部局等とも連携しながら対応する体制を整える。
- ◆ 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等（3分類の④）
 - ・学校の地域連携担当教員の負担過多にならないように、地域学校協働活動統括推進員をコーディネーターとして、教育委員会と連携して調整に当たる。
 - ・ビジネスチャットやSNSを活用して、タイムロスを削減し、スムーズな連絡調整を行う体制を整える。
- ◆ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（3分類の⑤）
 - ・学校では扱いきれない過剰な苦情や不当な要求等への対応は、教育委員会が相談窓口となり、町長部局と連携しながら、町の顧問弁護士等の専門家を活用できる体制を整える。
 - ・管理職を含む危機管理チームで対応することを基本とし、教育委員会、福祉、児童相談所、警察等の外部機関と連携を密にしながら、トラブルの未然防止に努める。

□. 教師以外が積極的に参画すべき業務

◆ 調査・統計等への回答（3分類の⑥）

- ・学校への依頼を減らすとともに、事務職員等の協力を得ながら実施する。
- ・校務支援システムの機能や回答フォームによる自動集計、学校業務支援員（学校サポーター）等の活用により、調査等の回答に係る事務負担を軽減する。
- ・学校事務体制の強化のため、学校事務の共同実施体制を継続する。

◆ 学校の広報資料・ウェブサイトの作成、ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理（3分類の⑦⑧）

- ・学校のウェブサイトの作成・管理や ICT 機器・ネットワーク設備等の保守・管理については、外部委託の ICT 支援員を継続配置し、町内全小・中学校に対する巡回支援を行う。

◆ 学校プールや体育館等の施設・設備の管理（3分類の⑨）

- ・地域開放に関わる体育館や体育施設の管理は、教育委員会が担う。実際の使用可否については、校長の判断によるが、開放における安全確認等は、利用団体の責任で行う。
- ・小学校における夏季休業中のプール開放時の監視は、各小学校において保護者や地域住民の協力を得つつ、安全確保に十分配慮しながら実施する。

◆ 校舎の開錠・施錠（3分類の⑩）

- ・警備保障については、外部委託を継続するとともに、開錠・施錠については、担当を教頭に固定することなく、役割分担の見直しを図る。
- ・適切な登校時間帯を定めるとともに、開錠時間や完全退校時間、施錠時間を設定し、保護者や教育職員に周知する。

* 保護者には、事故等の緊急の場合を除き、19：00 以降の学校への連絡を控えてもらうよう周知する。

◆ 児童生徒の休み時間における安全への配慮（3分類の⑪）

- ・教育職員による輪番制を導入し、校内外を巡回する。
- ・学校生活支援員や学校業務支援員（学校サポーター）等による見守りを推進する。（見守り職員の休憩時間の確保に配慮する。）
- ・地域学校協働活動として地域住民等の支援が得られるように学校運営協議会等で協議する。

◆ 校内清掃（3分類の⑫）

- ・清掃の回数や範囲等の合理化を促進する。
- ・地域学校協働活動として、地域住民等の支援が得られるように学校運営協議会等で協議する。

◆ 部活動（3分類の⑬）

- ・週2日以上（平日1日以上、土日1日以上）の休養日を徹底し、例外なく実施していく。
- ・夏季と冬季に応じた「部活動終了時間」を設定し、厳守していく。
- ・教育職員の早出を防止するため、自主練習を含めた平日の朝の活動を原則として禁止する。
- ・学校（生徒・教育職員）や保護者、関係団体担当者等の合意形成に基づいた部活動の地域展開・地域連携を促進する。

ハ. 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

◆ 給食時間における対応（3分類の⑭）

- ・教育職員（学級担任と学年部職員等）による輪番制で対応する。
- ・給食の準備や後片付けに、学校生活支援員の協力も得られるようにする。
- ・アレルギー情報の管理を栄養教諭や養護教諭等が主導し、「ダブルチェック」として、専用トレイや色違いの食器の準備、チェックリスト等を導入し、学級担任の「確認業務」を最小限にしながら「誤食」を組織的に防止する。

◆ 授業準備、学習評価や成績処理（3分類の⑮⑯）

- ・授業準備や採点作業等を補助する学校業務支援員（学校サポーター）を、町内全小・中学校に継続配置できるよう秋田県教育委員会に働きかけるとともに、外部委託のICT支援員を継続配置し、町内全小・中学校に対する巡回支援を行う。
- ・学習プリントの作成にAI機能やICTツールの導入を推奨し、定型業務の自動化を推進する。
- ・児童生徒の習熟度やつまづきを直接見取ることができる手動採点のよさを尊重しながら、自動採点技術や校務支援システムの機能（通知表・指導要録作成等）を効果的に活用し、成績処理等に係る事務負担の軽減を図る。
- ・校務分掌をチーム分担制とすることで、個人負担の軽減を図るとともに、教職員と学校業務支援員（学校サポーター）、ICT支援員等との業務分担や連携の在り方について、町内各小・中学校において共通理解を図る。

◆ 学校行事の準備・運営（3分類の⑰）

- ・ねらいの明確化を図り、行事の「スクラップ&ビルド」を進め、目的が曖昧なものについては、縮小や廃止、または隔年開催等を検討する。
- ・校務分掌をチーム担当制として、個人にかかる負担を軽減する。
- ・地域学校協働活動として、地域住民等の支援が得られるように学校運営協議会等で協議する。

◆ 進路指導の準備（3分類の⑱）

- ・進路希望調査については、紙媒体での回収と集計を廃止し、フォーム等を活

- 用して自動集計することで、集計にかかる時間を削減する。
- ・進路面談期間は、学級担任の事務作業等を軽減するとともに、校内会議を設定せず、部活動指導を副担当に委ねる等して、心身の健康を確保する。

◆ **支援が必要な児童生徒や家庭への対応（3分類の⑱）**

- ・ケース会議を定期的に行い、組織での対応を日常化する。また、ケース会議等への SC や SSW 等の参加を増やし、専門的な知見を活用するなど、教育職員と関係機関が連携・協働した支援体制を構築する。
- ・困難な家庭対応や行政手続きの調整等は管理職が主導し、SC や SSW 等との連携を図ることで、学級担任が「教室内での教育活動（対児童生徒）」に専念できる環境を確保する。
- ・支援が必要な児童生徒については、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、福祉や医療等と連携しながら、支援を行う。

(2) 学校における措置の推進

学校において、以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。授業時数が規定よりも大幅に上回るカリキュラム・オーバーロードが起きないように編成するとともに、指導体制に見合うものとなるように見直す。
- ・当初のねらいが形骸化し、十分な効果が見込めない行事や活動等を見直すとともに、清掃の時間や範囲、頻度の見直しや放課後の活動時間を勤務時間内に設定する等、日課表の工夫を行う。
- ・デジタル技術の活用により、授業改善や業務改善を進め、令和 11 年度までに「授業に ICT を活用して指導することができる」教育職員の割合を 100% にする。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・町内の全ての学校において、校内安全衛生委員会を設置する。また、各学校においては、校内衛生推進者を専任し、衛生に係る業務を担当させるとともに、校内安全衛生委員会の定期開催及び日常的なチェック体制や支援体制を整えることで、教育職員の健康及び福祉の確保に努める。
- ・1 箇月の時間外在校等時間が 80 時間を超えた教育職員には、管理職による面接指導を行うとともに、医師による面接指導を推奨する。

- ・町内全小・中学校の教育職員のストレスチェック実施率を100%にするとともに実施後の集団分析の結果等も活用して、職場環境の改善を推進する。
- ・教育職員の心身の健康問題については、管理職を通して教育委員会が相談窓口となり、医師の助言を仰ぎながら対応する。
- ・年次有給休暇については、まとまった日数を連続して取得できるよう、各学校管理職と連携しながら、積極的な働きかけを行う。
- ・夏季及び冬季休業期間の学校閉庁期間の設定を継続するとともに、週1日以上 of 定時退勤日の設定を推奨する。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・町内各学校の在校等時間の状況を、教育委員会が毎月確認する。
- ・時間外在校等時間に係る目標の達成状況については、秋田県で導入している校務支援システムの出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、美郷町教育委員会で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- ・教育委員会において各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られる場合には、当該学校への聞き取りや指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員が確認された学校や、業務の持ち帰り、休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、速やかな改善が図られるよう、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・町内各学校の教育職員の在校等時間の状況については、毎年度、前年度実績を美郷町ホームページ等で公表するとともに、定例の教育委員会議及び総合教育会議において報告する等して、取組の着実な実行を図る。
- ・各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、各学校における労働安全衛生委員会や学校運営協議会での協議等も踏まえながら、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・本計画に係る「業務量管理・健康確保措置の実施に関すること」については、「美郷町立学校の学校運営協議会の設置等に関する規則」にも掲げ、毎年度、各学校において学校運営協議会の承認を得るものとする。
- ・学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に努め、関係部局や関係機関とともに取り組む。
- ・教育職員の働き方改革が進むよう、教育委員会から保護者に文書を配付するとともに、町教育を考える会や町校長会等の様々な機会を捉え、本計画の周知を図る。
- ・保護者や地域の理解を促進するため、町長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、美郷町における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。

美郷町教育委員会

教育推進課

連絡先：0187-84-4914